

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

令和 7 年 2 月に閣議決定した「第 7 次エネルギー基本計画」に基づき陸上風力発電所の導入を行うことで、エネルギーの安全保障や将来の電力需要増加への対応、カーボンニュートラルに貢献するとともに、地域との共生を図り、愛媛県南予地方の農林漁業を活性化し、地域住民の方々の暮らしを豊かにすることを目的とする。

2.1.1 対象事業の背景

2011 年の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降、国内すべての原子力発電所は暫く稼働停止となっていたが、2015 年の九州電力川内原発 1 号機の再稼働以降、再稼働する原子力発電所も徐々に増えており、2024 年時点では 10 台が稼働している。原子力発電所の再稼働数増加に伴い、国内の電気エネルギー供給は安定化している状況ではあるが、地震が頻発する国内においては、以前に比べ原子力規制委員会の規制基準等に対応するため、安全対策等の追加投資も必要となり、現在では発電単価は概ね再生可能エネルギーの発電コストとほぼ同程度となってきた。将来は、廃炉費用や核燃料廃棄物再処理費用など、発電コストで見通せないリスクも残っている。

国内では、東日本大震災以降、エネルギー政策への関心が高まっており、2018 年 7 月に閣議決定された「第 5 次エネルギー基本計画」では、原子力、火力、水力発電等に加え、再生可能エネルギーを加えたエネルギーミックスを達成することが謳われている。また、2021 年 10 月の「第 6 次エネルギー基本計画」では、2050 年のカーボンニュートラル達成を踏まえ、2030 年度の電源構成について再生可能エネルギーを 36～38%程度、原子力発電を 20～22%程度、火力発電は LPG20%、石炭 19%、石油等 2%程度を見込んでおり、地球温暖化対策とあいまって、再生可能エネルギーが主電源に位置づけられている。

2025 年 2 月の「第 7 次エネルギー基本計画」では、2022 年 2 月から始まったロシアによるウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ情勢及びイスラエル・イラン間の軍事的緊張の高まりなど、国際情勢の不安定化を受けて、エネルギー安全保障に寄与し、カーボンニュートラルに貢献する脱炭素効果の大きい再生可能エネルギーや原子力発電などの電源を最大限活用する方針となっている。特に再生可能エネルギーの全発電量に占める割合は 4～5 割程度と位置づけられ、今後、目標を達成するには、再生可能エネルギーの開発等が必要不可欠となっている。

将来の電力需要は人口減少が予想されるなかでも、消費電力の多い AI 用半導体や AI データセンター建設に際したデジタルトランスフォーメーション（DX）等の進展に伴い、電力需要が増加に転じると見込まれており、電力需給における発電電力量は 2022 年度の 1.0 兆 kWh から 2040 年には 1.1～1.2 兆 kWh 程度に増加すると予想されている。

愛媛県では環境政策のマスタープランとして平成 7 年 5 月に「えひめ環境保全指針」を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。また、これまで平成 22 年 2 月に「えひめ環境基本計画」（第一次計画）、平成 28 年 2 月に「第二次えひめ環境基本計画」（第二次計画）、令和 2 年 2 月に「第三次えひめ環境基本計画」（第三次計画）を策定しており、令和 6 年度末に第三次計画の計画期間が終了することを受け、新たな環境課題にも適切に対応できるよう、令和 7 年 2 月に「第四次えひめ環境基本計画」を策定している。本政策では引き続き再生可能エネルギーの導入拡大を推進しており、事業者においては自然環境との調和と関係法令の遵守徹底を図るとと

もに、生活環境への影響を考慮した設置場所の選定のほか、条例等による地域住民への説明・対話・合意形成や、地域貢献型事業の支援などにより、地域と共生した事業を推進することが示されている。

宇和島市では「宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画」を平成28年に策定し、令和5年に改定している。本計画は、宇和島市の豊かな自然環境と地域住民の生活環境の保全を図りつつ、再生可能エネルギー発電の促進と農林漁業の持続的な発展を目指すものとしている。

愛南町では「第2次愛南町環境基本計画」を平成30年に策定し、様々な環境施策に取り組んでいる。近年の脱炭素化の動きや資源循環などの社会情勢の変化に対応するため、本計画を令和5年に改訂し、「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり」を町の基本目標として環境づくりを進めている。

当社はこれらの国内外の動向に早くから注目し、1998年の住宅用太陽光発電を手始めに2020年には100MWの太陽光発電所を鹿児島県鹿屋市に完成させて稼働している。また、2025年には、愛媛県宇和島市と愛南町にまたがる槇川地区及び正木地区で風力発電所を稼働させることとなっている。

今回建設を予定している「(仮称)上槇山出ウィンドファーム」の計画地は、2025年に稼働予定の「槇川正木ウィンドファーム」及び既設の「南愛媛風力第二発電所」との間に位置しており、年間平均風速も両発電所に匹敵すると見込んでいる。冬期は関門海峡からの季節風が佐田岬半島を經由して当地区へ流れ込んでおり、日本海側と同様に冬季の季節風が強い場所となっている。隣接する「槇川正木ウィンドファーム」と同様に良好な風況であることから、経済面及び設備運用面で安定した風力発電所の稼働ができると考えている。

2.1.2 地域貢献と目指すべき方向性

本風力発電事業を行うことで、二酸化炭素を排出しない純国産エネルギーとして年間1億1,000万kWh（一般家庭の30,000世帯分）の電力が生み出される。二酸化炭素増加による地球温暖化の影響は、愛媛県南予地方や高知県幡多地区の海水温度上昇としてここ最近現れており、サンゴ礁の白化現象や魚介類の分布、漁獲量・養殖業などにも大きな影響を与えている状況である。地球規模からみれば小さな取り組みではあるが、自然エネルギーを活用した持続可能な社会が各地で実現できれば、海洋環境の改善にもつながると考えている。

風力発電所の建設は地元の皆様のご同意並びにご理解なくしては実施できないことであり、発電所の建設後は地元の産業や住民の皆様の活性化に繋げていく必要があると考えている。また、発電所の建設後は発電事業に伴う事業税及び固定資産税が地元自治体の収入となることが見込める。我々は、地元の方へ本事業に伴うこれらの税金をご活用いただくことで、地域の交通網維持や高齢者の豊かな暮らしを支える一助となることを期待している。

再生可能エネルギーと農山漁村の持続的な発展を目標に、すでに宇和島市では「宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画」を2016年9月にスタートさせている。当社はこの計画に賛同し、今後も継続して関わっていく予定である。売電収入の一部を地域に還元し、地域経済の担い手の確保、農林漁業の活性化に繋げることを目指して活動している。地域の特産品を発電事業会社の販路を活用して、関西、首都圏方面へ紹介するなど地域活性化の貢献を行っており、今後も継続していく予定である。

当社は地域に愛される会社、エネルギー地産地消型循環社会の実現を目指している。目標を達

成するために、開発計画段階から地元の住民の方々のご意見を真摯に受け止め、環境負荷の少ない開発を進めていく予定である。再生可能エネルギーの開発を通して、地元の方々の豊かな生活の向上及び開発企業存続の両立を図っていききたい。

今後も地域の皆様の営みとともに、この景色を大切にしたい。当社の目標である持続可能な開発をとおり、地域に愛される会社を目指していききたい。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 特定対象事業の名称

(仮称) 上槇山出ウィンドファーム事業

2.2.2 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類

風力(陸上)

2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力

風力発電所出力 : 最大 46,200kW^{※1} (4,200kW×11 基)

なお、送電線の空き容量を考慮し、連系点における出力は最大 43,000kW に制御する。

風力発電機の単機出力 : 最大 4,200kW

風力発電機の基数 : 最大 11 基

2.2.4 特定対象事業の実施が想定される区域及びその面積

対象事業実施区域については、既存道路の拡幅及び道路の新設等で改変の可能性がある範囲及び風力発電機の設置位置を包含する形で設定した。

1. 対象事業実施区域の概要

(1) 対象事業実施区域の位置

愛媛県宇和島市及び愛南町(図 2.2-1 参照)

(2) 対象事業実施区域の面積

約 196ha

(3) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を、愛媛県宇和島市及び愛南町とした。風力発電機が垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲に、高知県四万十市及び宿毛市の一部が含まれているが、両市における風力発電機が視認される範囲において、公的 HP^{※2} から眺望に関する情報を有する地点は確認されなかった。この検討結果を両市に説明し、本事業の関係自治体に含めなくてもよいことを確認した。

※1: 令和 3 年 10 月 31 日に「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」が施行されたことにより、「環境影響評価法」(平成 9 年法律第 81 号)の対象となる風力発電所は規模要件が以下のとおり引き上げられた。

・第一種事業: 改正前 1 万 kW 以上⇒改正後 5 万 kW 以上

・第二種事業: 改正前 7,500kW 以上 1 万 kW 未満⇒改正後 3 万 7,500kW 以上 5 万 kW 未満

本事業の総出力は最大 46,200kW であり、国の審査が行われる「環境影響評価法」(平成 9 年法律第 81 号)の第二種事業となるため、方法書から環境影響評価手続きを実施する。また、同法第 5 条に基づき方法書を作成することとした。

※2: 参照した HP は、以下のとおりである。

「四万十市シティプロモーション」(四万十市役所 HP)

「旅色×四万十市」(四万十市観光協会 HP)

「宿毛市 イベント観光」(宿毛市役所 HP)

「宿毛の見どころ」(宿毛市観光協会 HP)

「観光」、「自然共生課」(高知県 HP)

「こうち旅ネット」(高知県観光コンベンション協会 HP) (各 HP 閲覧: 令和 7 年 5 月)

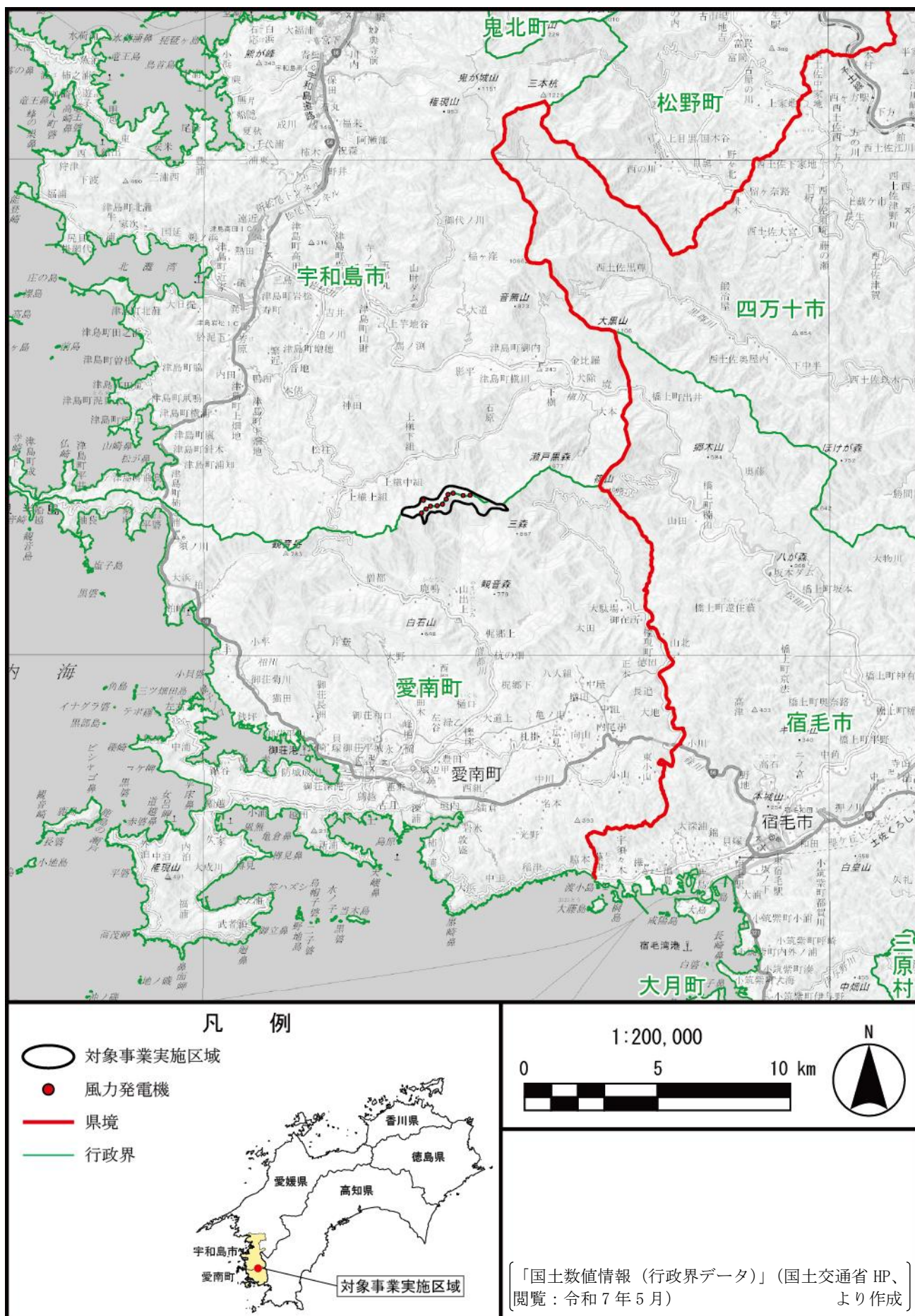


図 2.2-1 (1) 対象事業実施区域（広域）

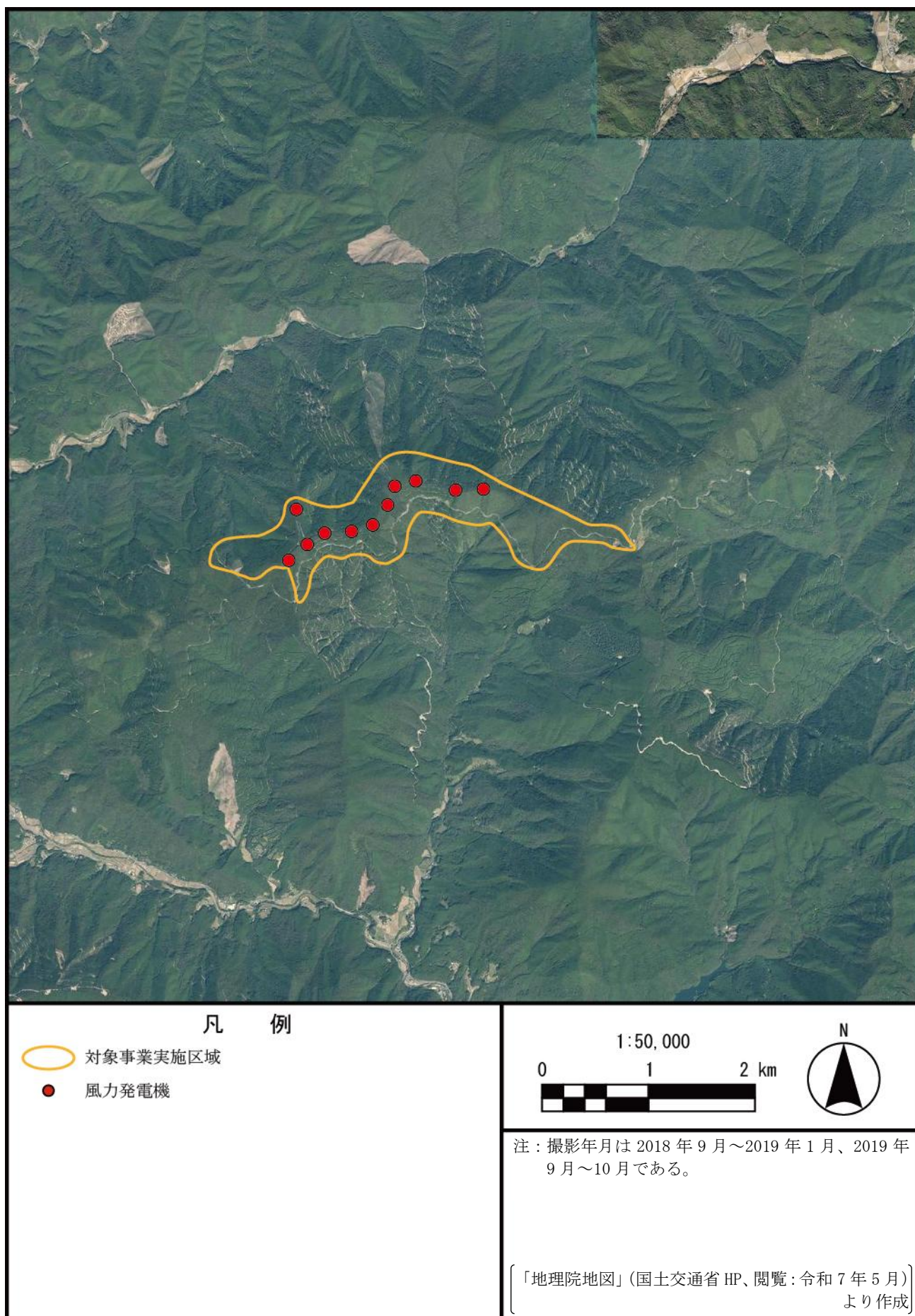


図 2.2-1(2) 対象事業実施区域（衛星写真）



図 2.2-1(3) 対象事業実施区域（全体図）

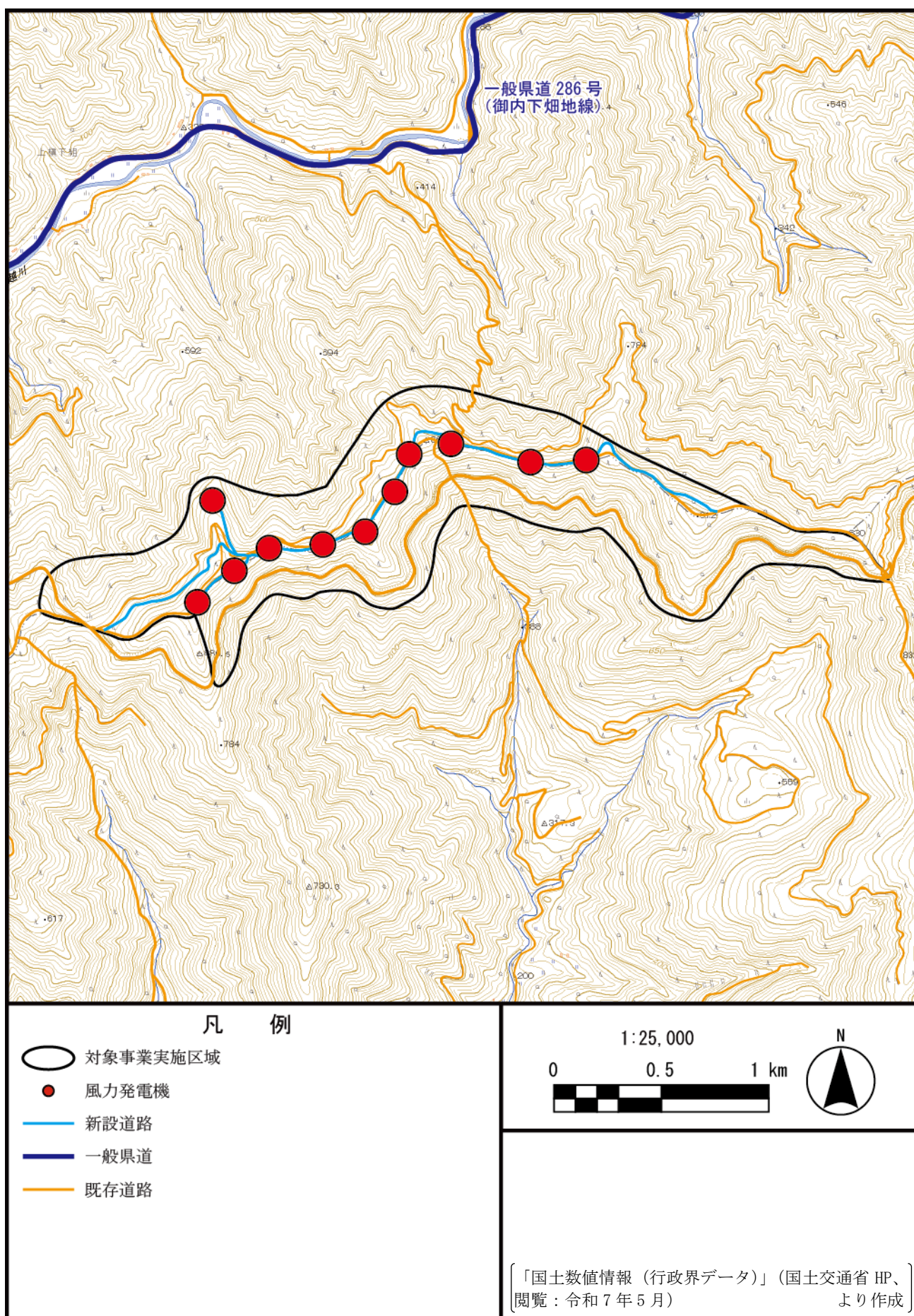


図 2.2-1(4) 対象事業実施区域（拡大図）

2. 対象事業実施区域の検討経緯

(1) 基本的な考え方

対象事業実施区域の設定に当たっては、本計画段階における検討対象エリアを設定し、同エリア内において、各種条件により対象事業実施区域の設定を行った。検討フローは図 2.2-2 のとおりである。

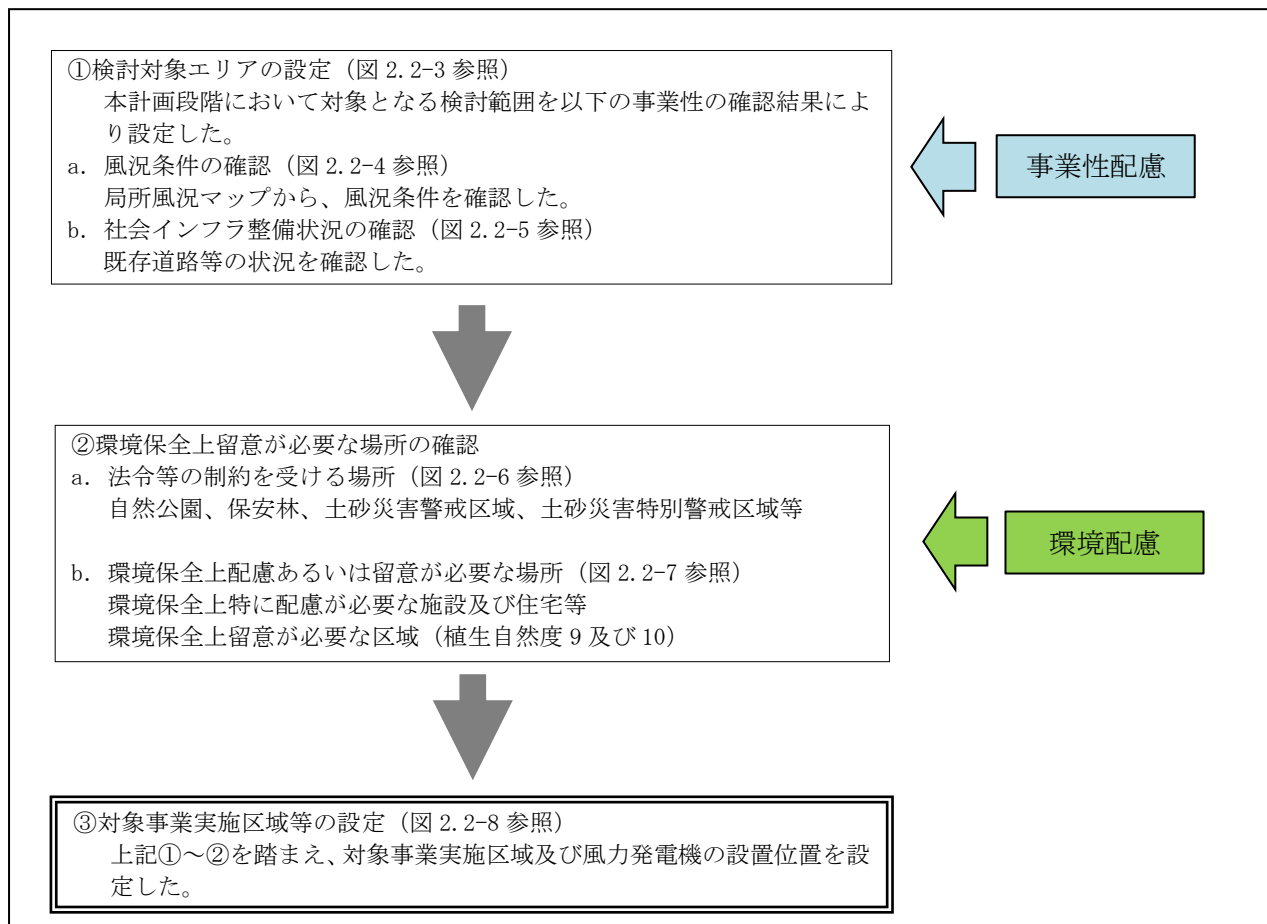


図 2.2-2 対象事業実施区域の検討フロー

(2) 対象事業実施区域の設定根拠

① 検討対象エリアの設定

検討対象エリアは図 2.2-3 のとおりである。検討対象エリアとした理由は以下 a 及び b に示したとおりである。事業性の確認結果により、検討対象エリア内において風力発電事業の導入が可能であると判断した。

a. 風況の状況 (図 2.2-4 参照)

検討対象エリアにおける風況の状況 (地上高 70m) は図 2.2-4 のとおりである。「局所風況マップ」(NEDO: 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)によると、概ね 8.5m/s 以上の年平均風速を観測している。

b. 社会インフラ整備状況（図 2.2-5 参照）

検討対象エリアにおける社会インフラ整備状況は図 2.2-5 のとおりである。主要地方道 46 号、一般県道 286 号、一般県道 332 号及びこれらの各道路から分岐する市道や町道、林道等の既存道路を利用することで、道路の新設による改変面積を低減することが可能である。

② 環境保全上留意が必要な場所の確認

a. 法令等の制約を受ける場所（図 2.2-6 参照）

検討対象エリアにおける法令等の制約を受ける場所は図 2.2-6 のとおりである。分布状況を踏まえ、対象事業実施区域の設定は下記のとおり検討した。

- ・検討対象エリアには「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「愛媛県自然公園条例」（昭和 33 年愛媛県条例第 50 号）に基づく「足摺宇和海国立公園」及び「篠山県立自然公園」が存在することから、対象事業実施区域から除外した。
- ・検討対象エリアには「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）に基づく保安林が分布していることから、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で必要に応じて関係機関と協議を行う。
- ・検討対象エリアには「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域が存在することから、対象事業実施区域から除外した。
- ・検討対象エリアには「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 28 年）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区）が存在する。このうち、山腹崩壊危険地区は対象事業実施区域から除外した。また、崩壊土砂流出危険地区については風力発電機の設置予定位置及び対象事業実施区域から可能な限り除外した。
- ・検討対象エリアには「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在することから、いずれも対象事業実施区域から除外した。

b. 環境保全上配慮あるいは留意が必要な場所（図 2.2-7 参照）

- ・検討対象エリアには、環境保全上特に配慮が必要な施設（学校、医療機関、福祉施設等）はない。また、居住者のいる住宅の周囲 500m の範囲※は風力発電機の設置予定位置から除外することとした。また、風力発電機から最寄りの住宅までは可能な限り離隔を確保することとした。
- ・検討対象エリアには、植生自然度 9 及び植生自然度 10 の自然植生が分布するが、いずれも対象事業実施区域から除外した。

※「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成 23 年）によると、風力発電機から 300m 以上 400m 未満までの距離にある民家において継続している苦情等が最も多く発生している調査結果が報告されていることから、概ね 400m 未満になると影響が懸念される。そのため、本事業では最低でも 500m の離隔を確保することとした。なお、今後の手続きにおいて、現地調査を踏まえて予測し、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）と整合性が図られているかどうかを評価する。その結果を踏まえた上で、可能な限り風力発電機と住宅等との離隔を確保する等の環境保全措置を検討する。

③ 対象事業実施区域等の設定

「①」及び「②」の検討経緯を踏まえ、図 2.2-8 のとおり対象事業実施区域を設定した。工事用資材等及び風力発電機の輸送時に拡幅の可能性がある既存道路及び土捨て場等の設置により改変が及ぶ可能性のある範囲についても、対象事業実施区域に含めることとした。なお、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、輸送路等の詳細な検討を行うことにより、可能な限り改変面積の低減に努める。また、事業の実施に当たっては、関係機関と協議を実施する。

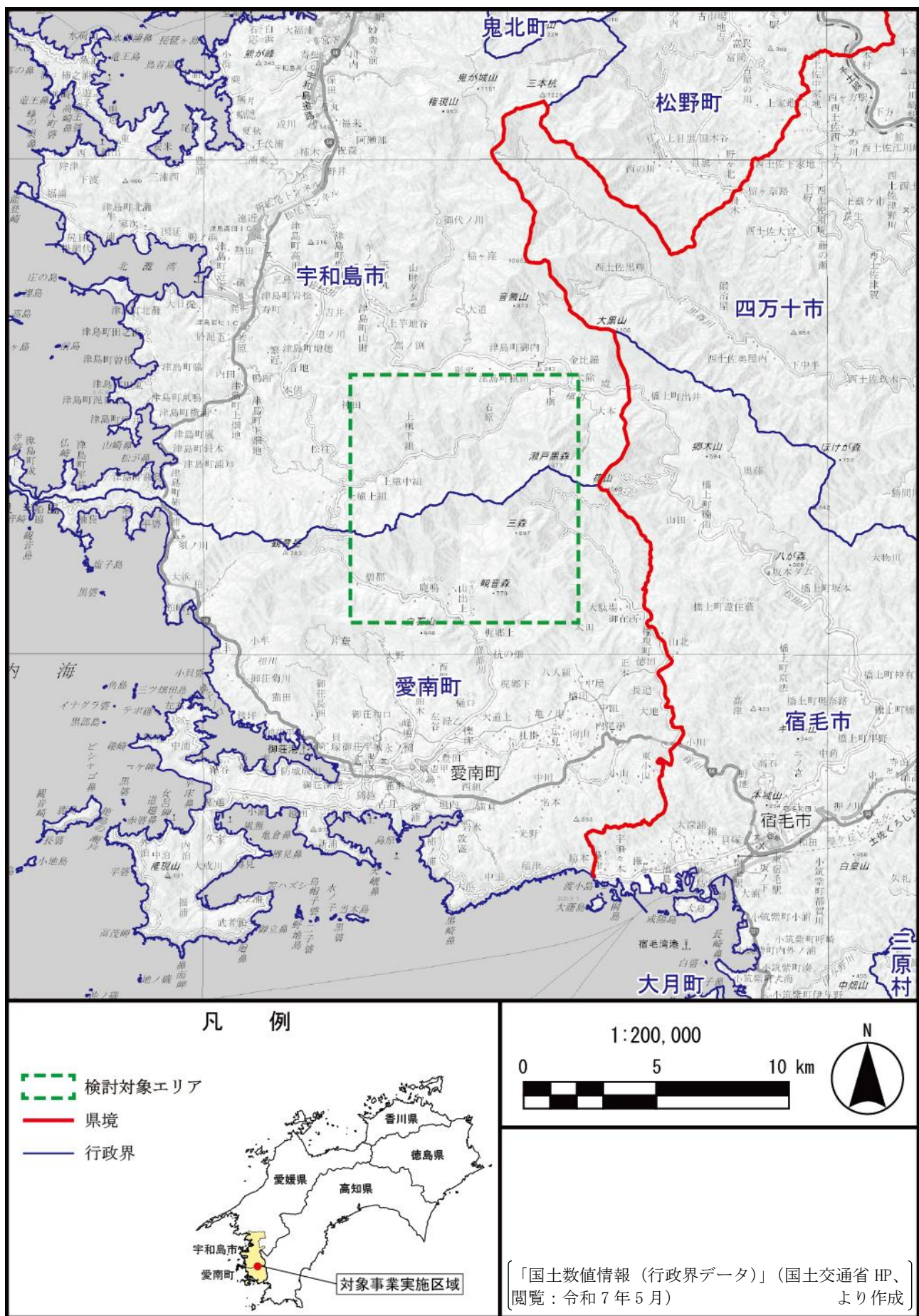


図 2.2-3 検討対象エリア

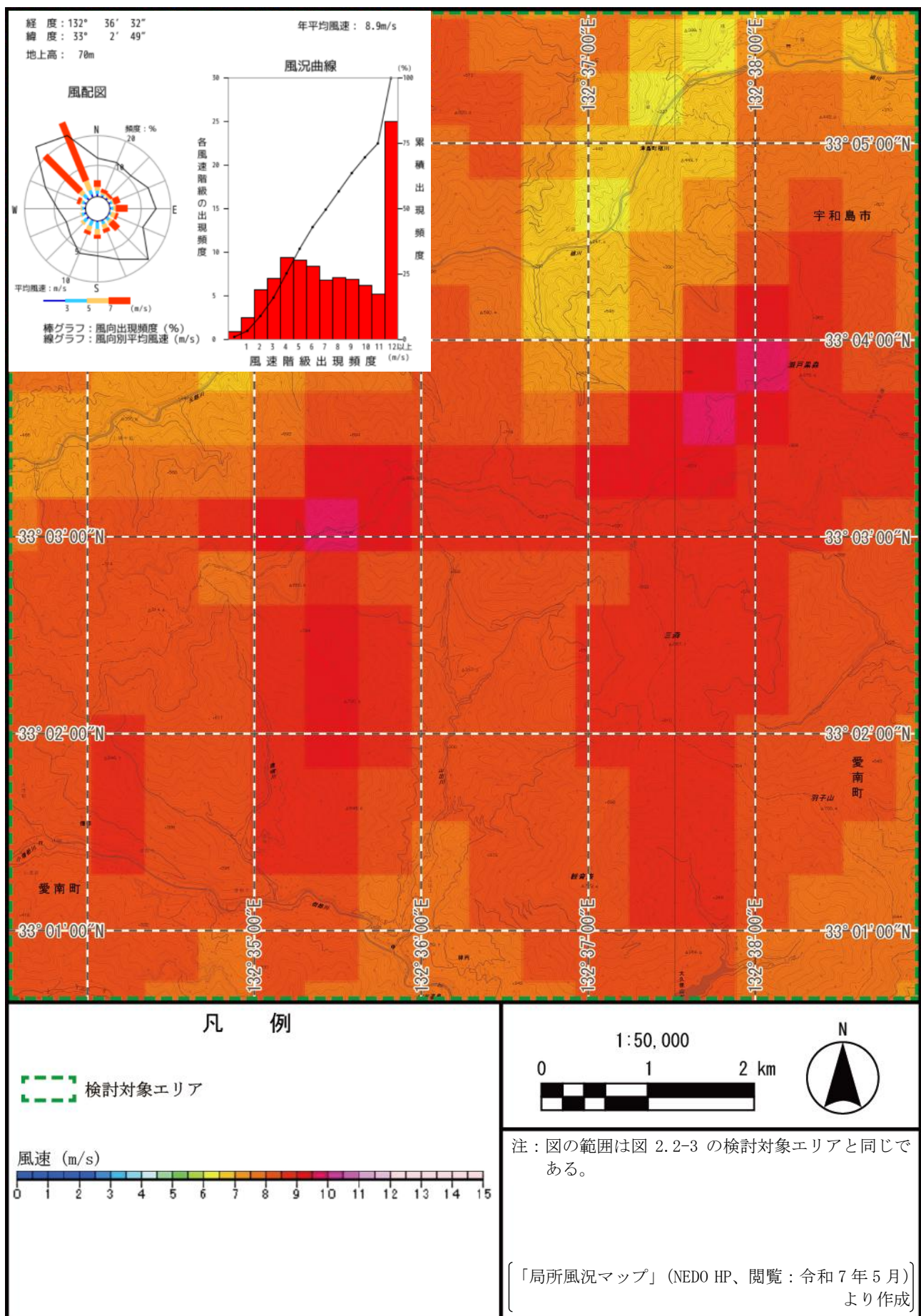


図 2.2-4 風況の状況 (地上高 70m)

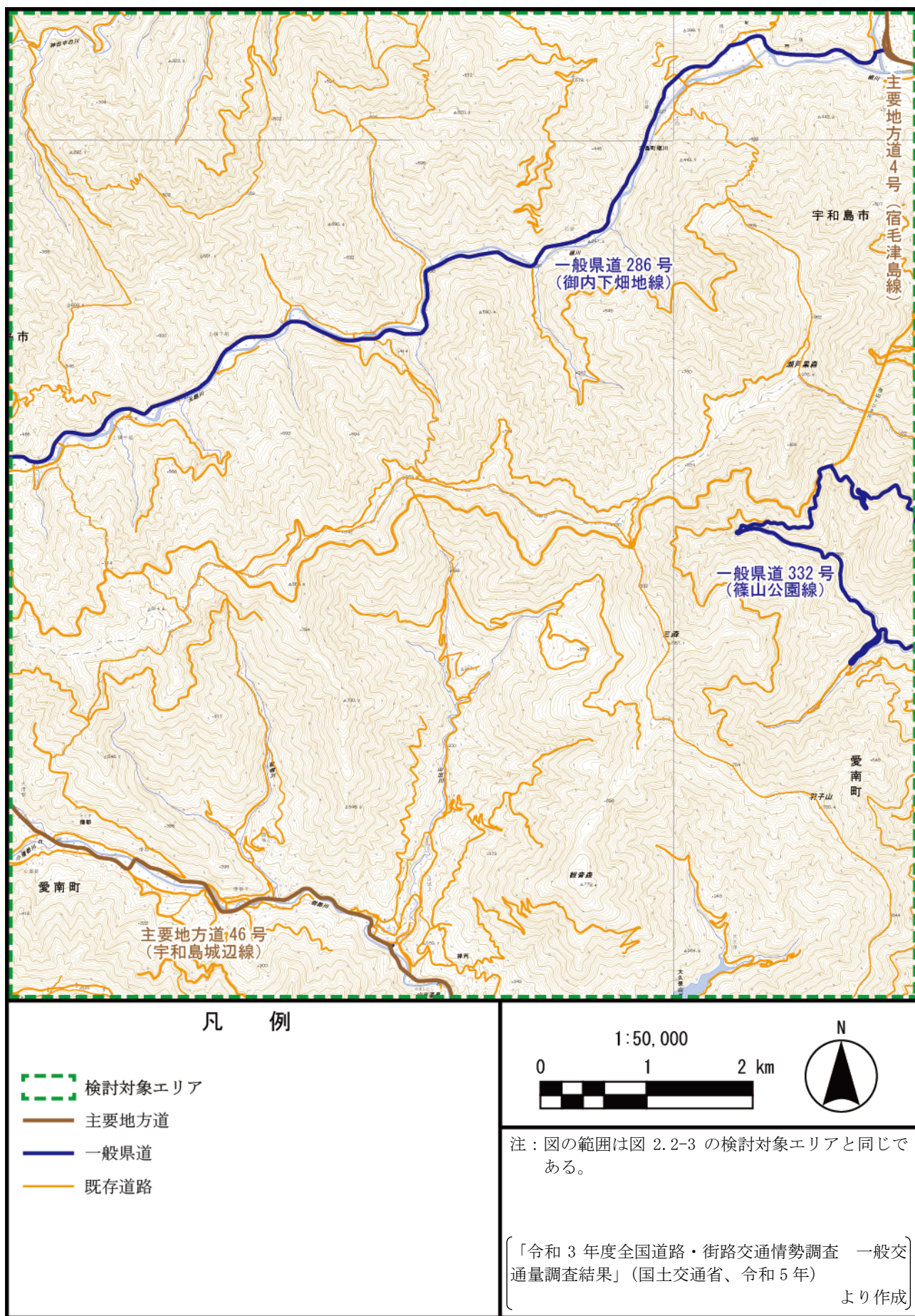


図 2.2-5 社会インフラ整備状況

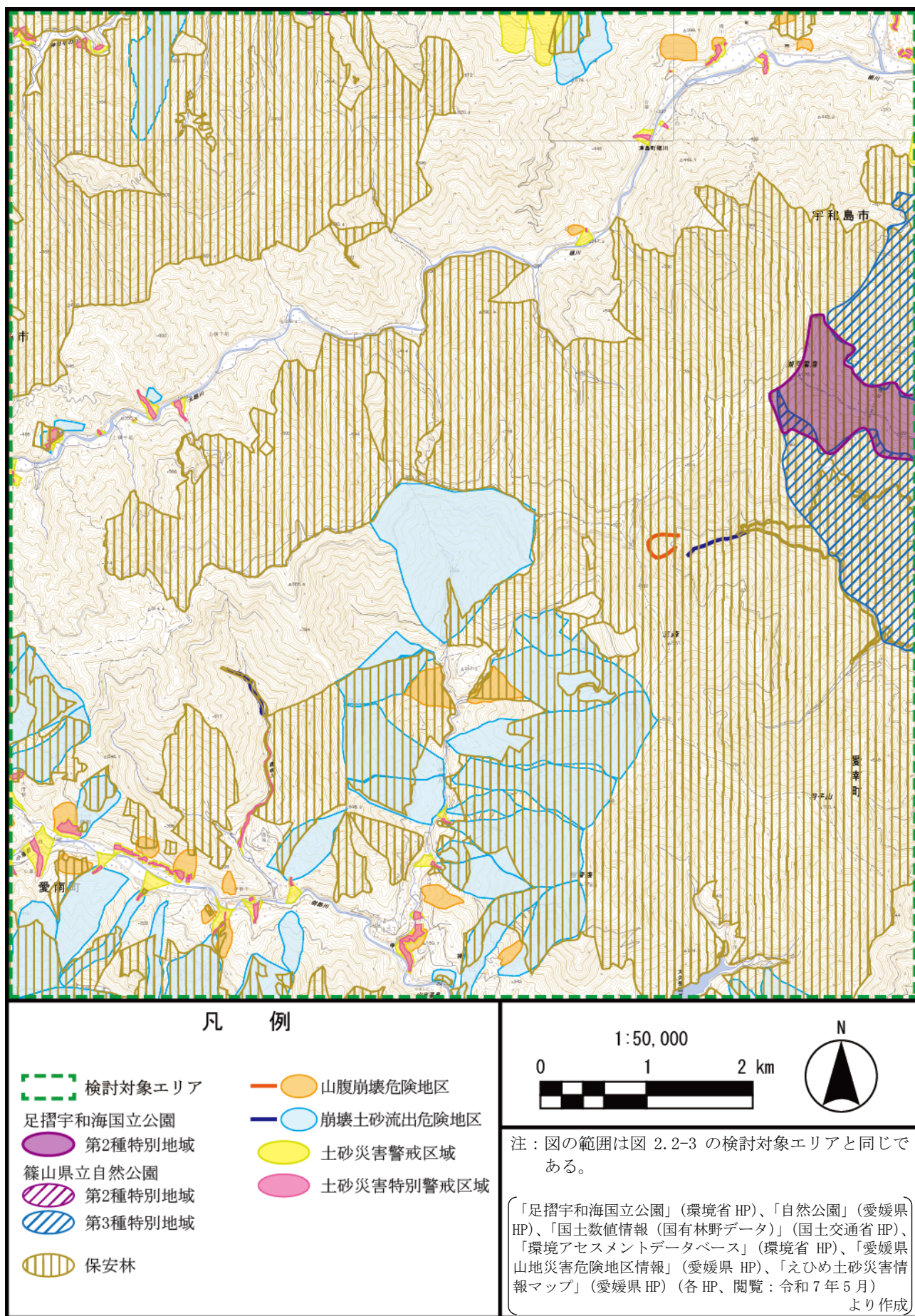


図 2.2-6 法令等の制約を受ける場所

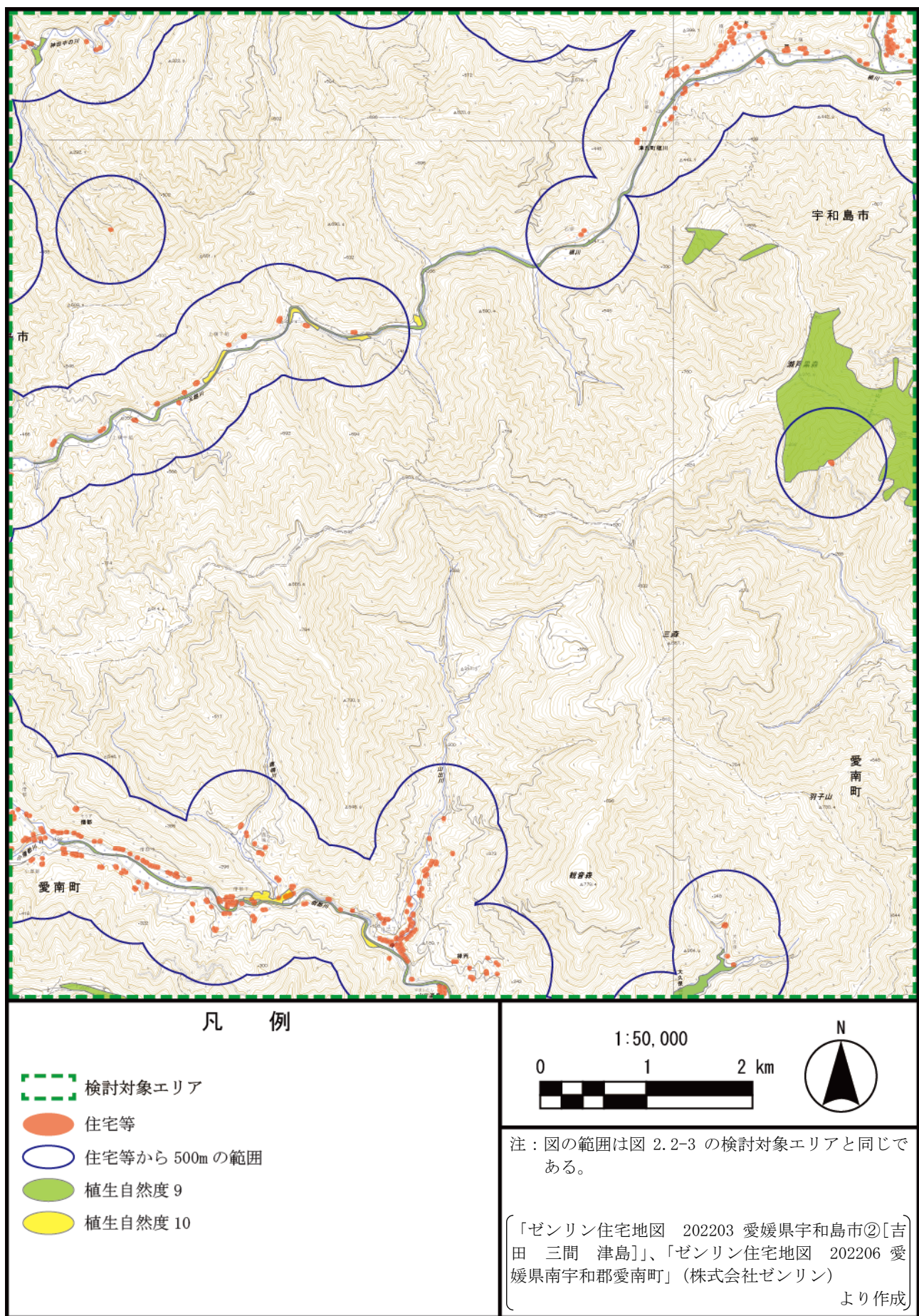


図 2.2-7 環境保全上配慮あるいは留意が必要な場所

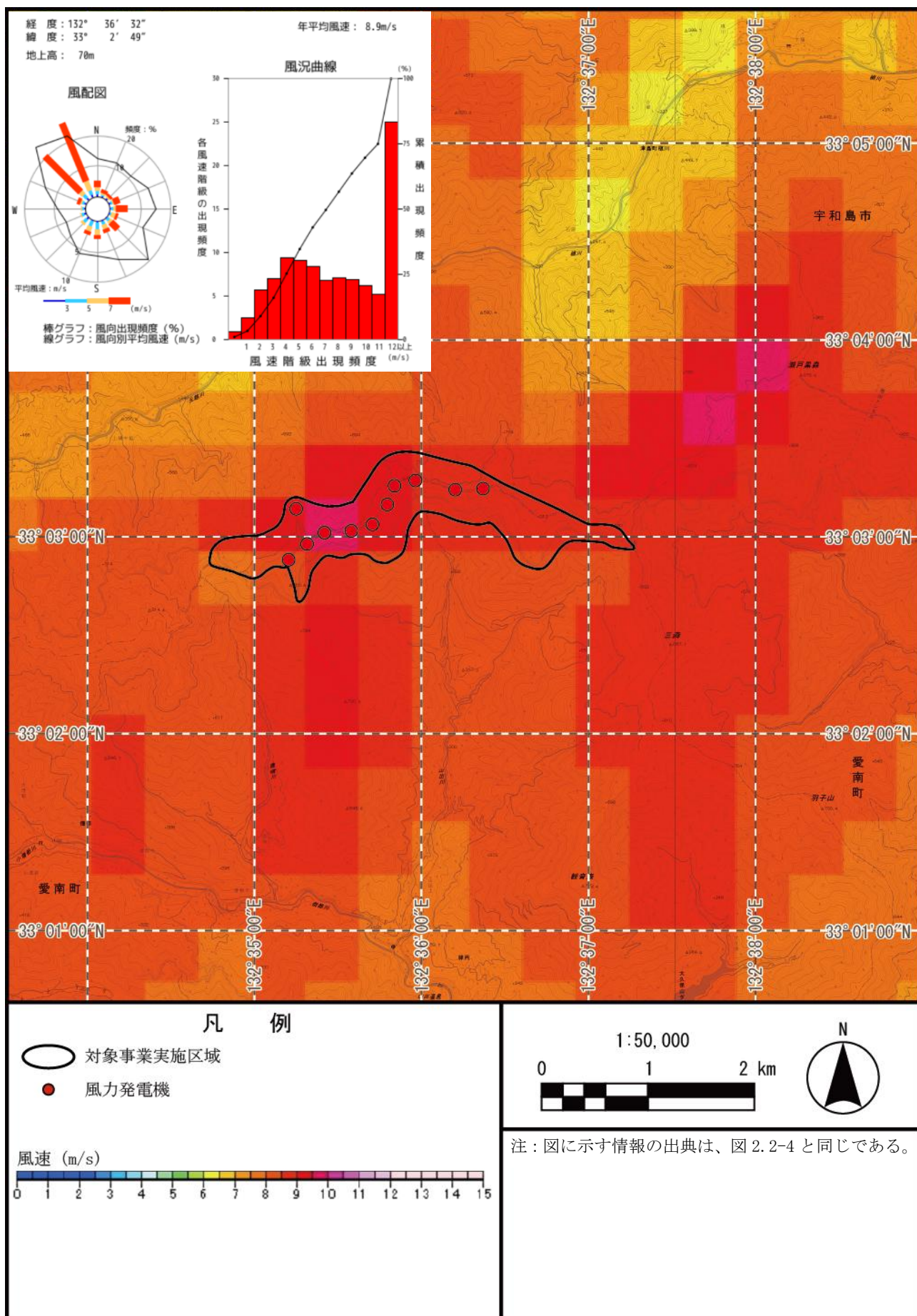


図 2.2-8(1) 対象事業実施区域 (図 2.2-4 との重ね合わせ)

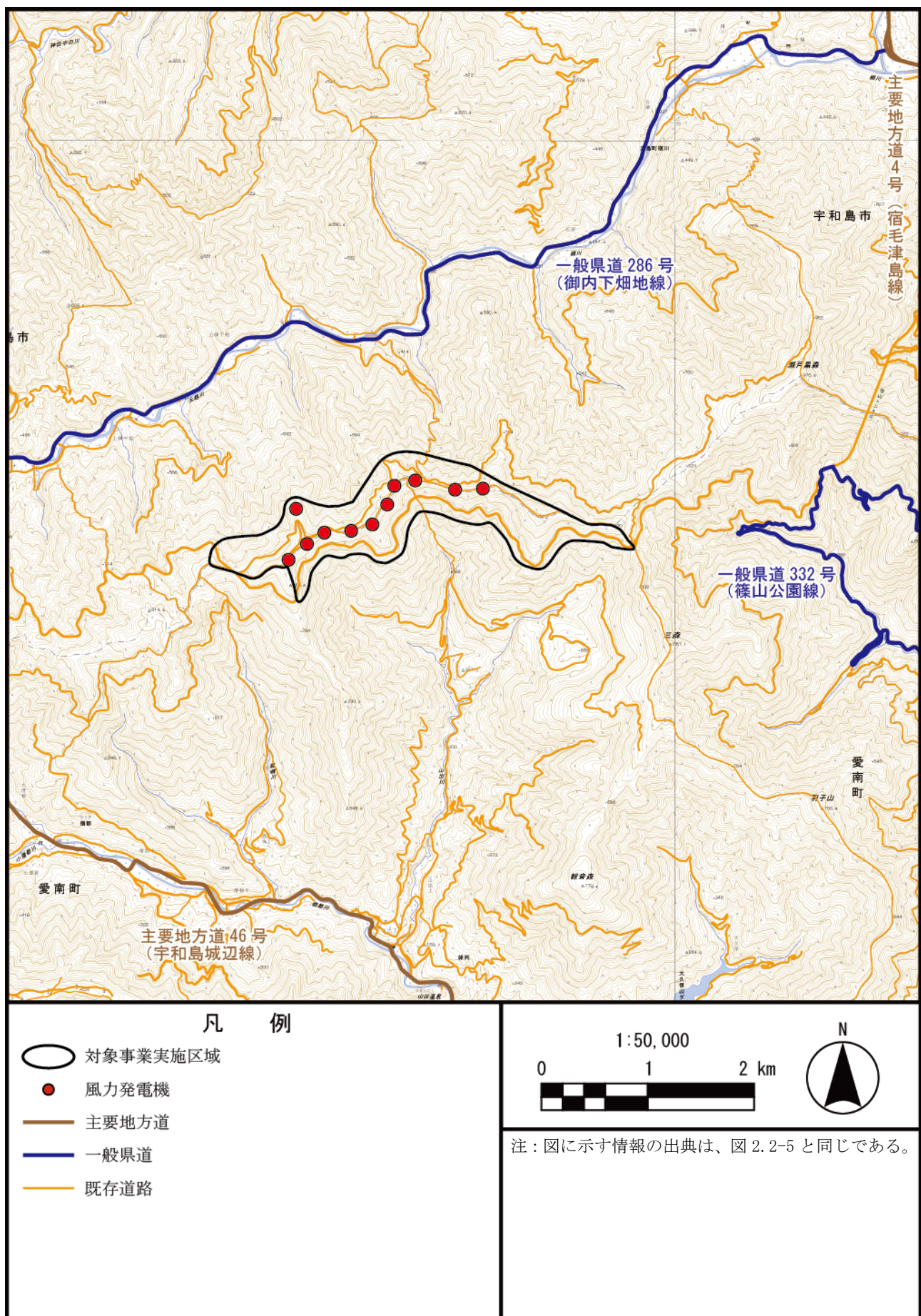


図2.2-8(2) 対象事業実施区域(図2.2-5との重ね合わせ)

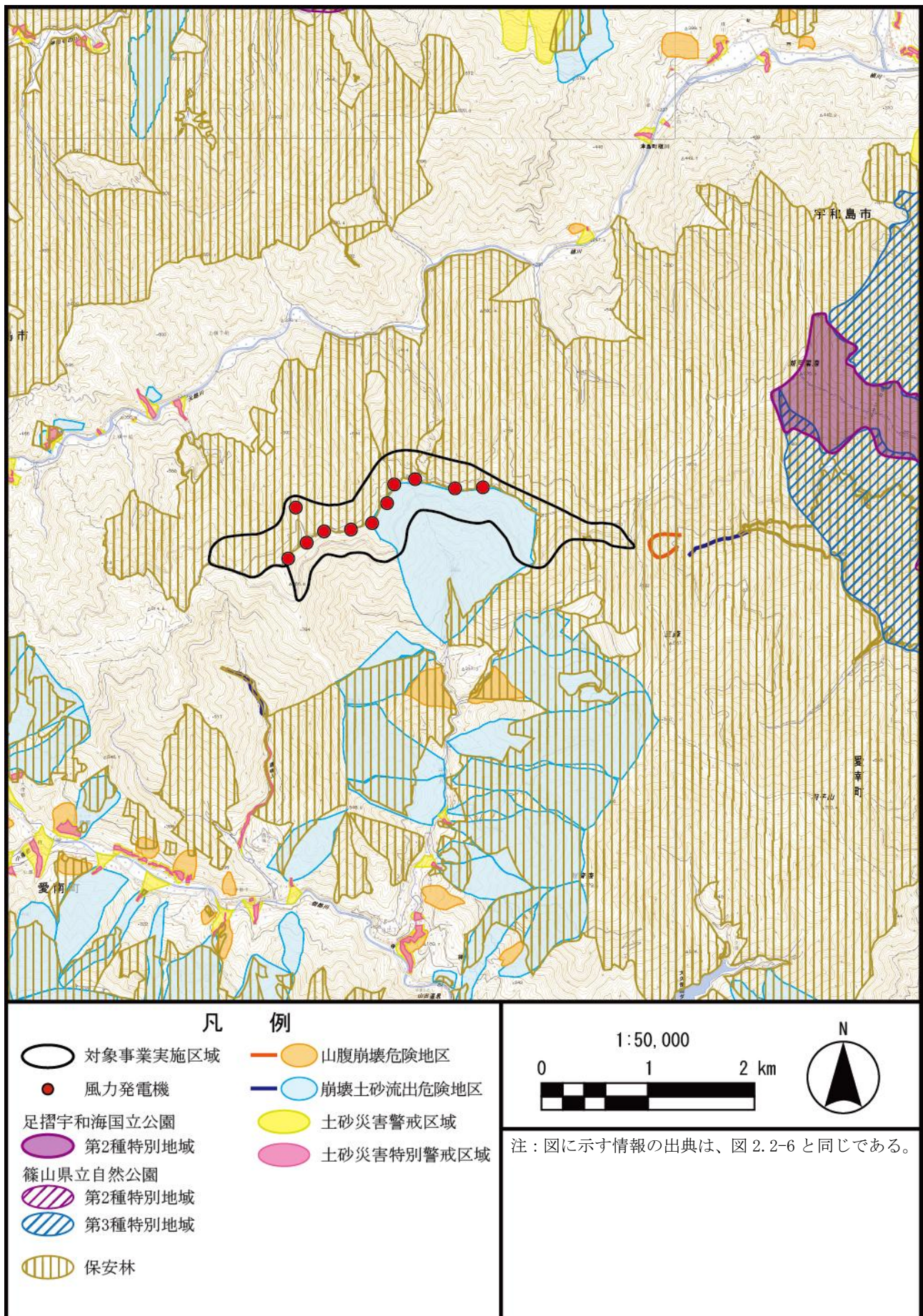


図 2.2-8(3) 対象事業実施区域（図 2.2-6 との重ね合わせ）

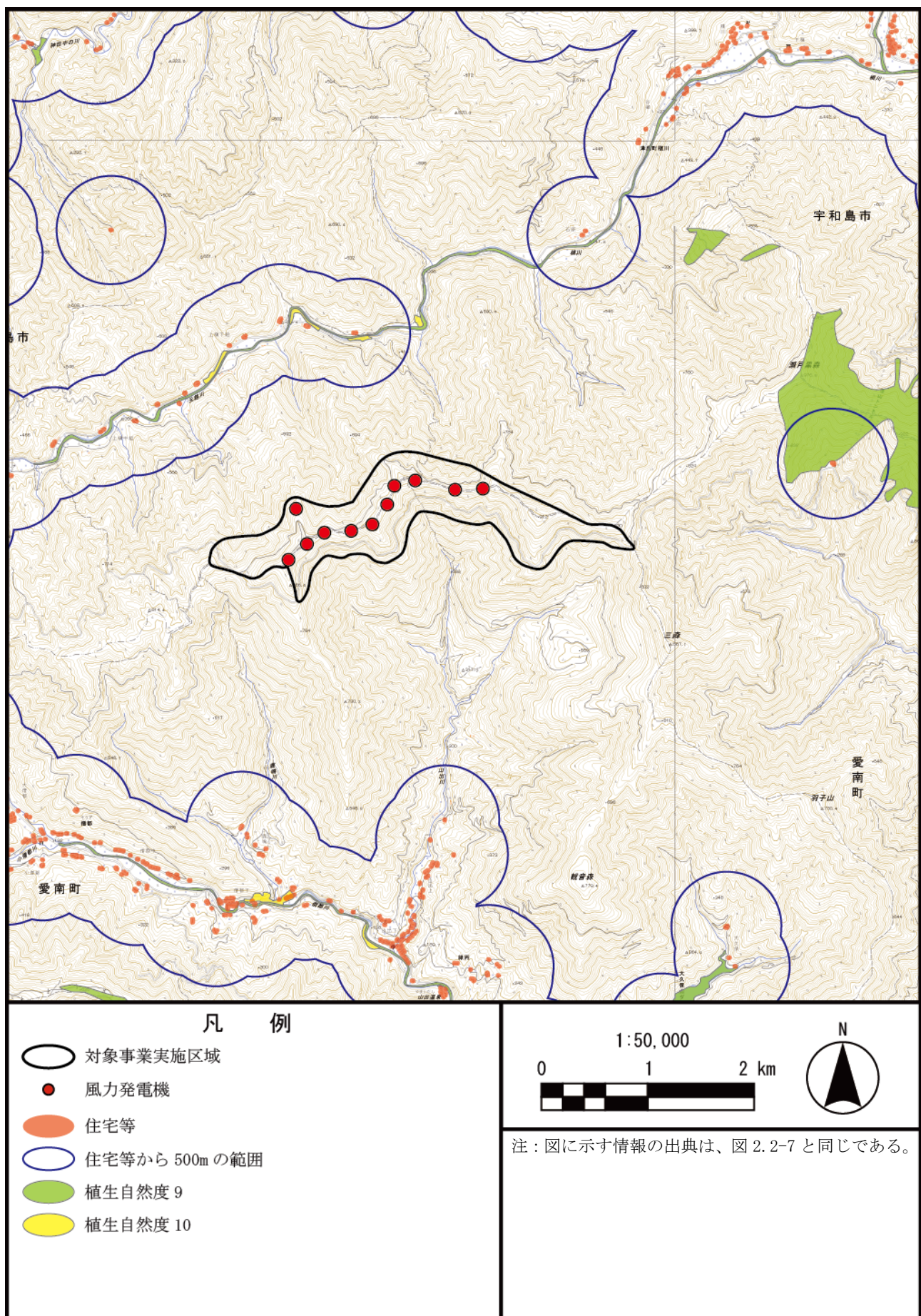


図 2.2-8(4) 対象事業実施区域（図 2.2-7 との重ね合わせ）

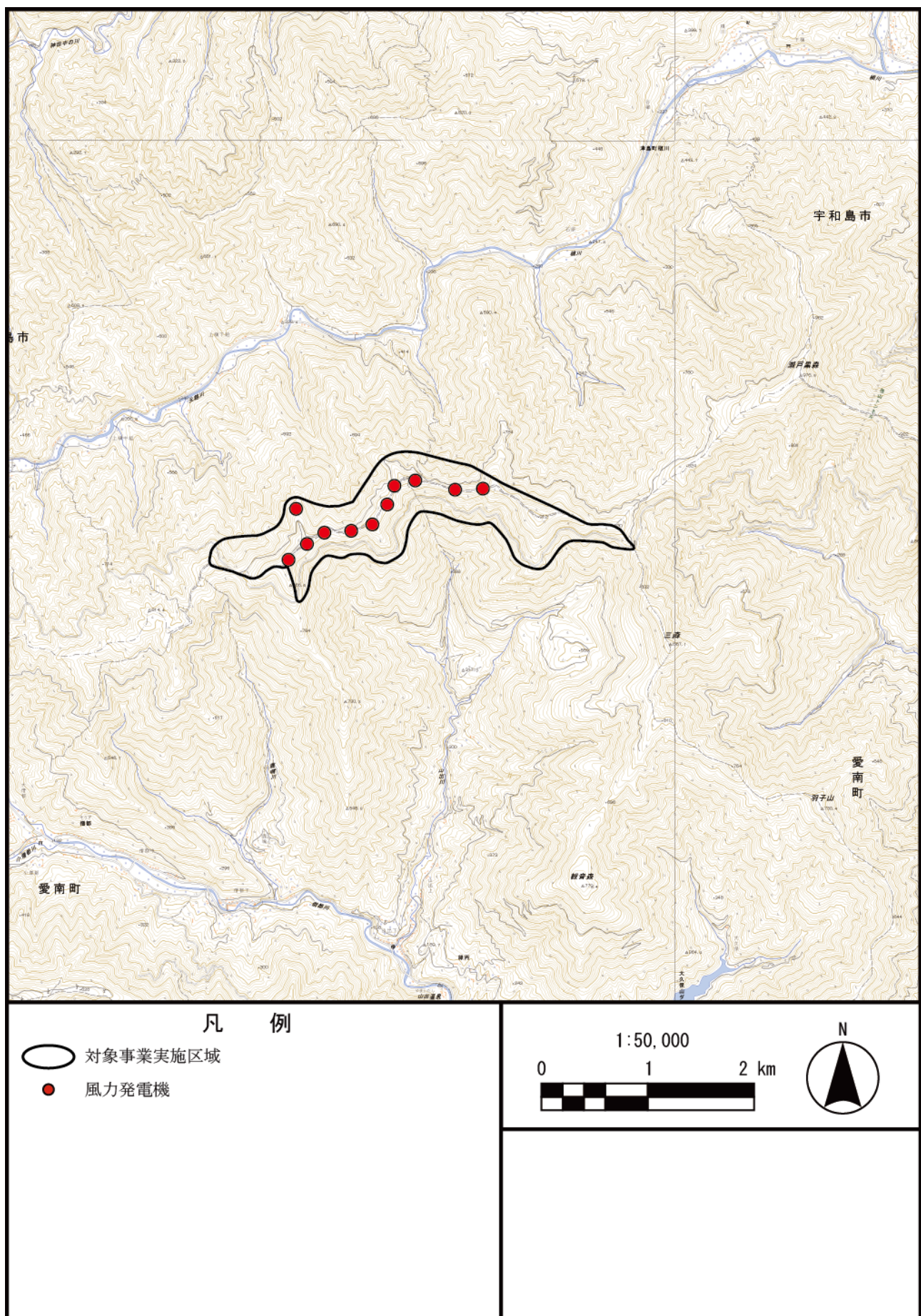


図 2.2-8(5) 対象事業実施区域（最終案）

2.2.5 特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

1. 発電所の設備の配置計画

表 2.2-1 に示すとおり、単機出力が最大 4,200kW の風力発電機を最大 11 基設置することを想定しており、総発電出力は最大 46,200kW となる。なお、ファームコントロールにより発電所出力は最大 43,000kW に制御する。

また、風力発電機は、図 2.2-1(4) に示すように配置する計画である。

表 2.2-1 風力発電機の出力及び基数

項 目	諸 元
単機出力	最大 4,200kW
基数	11 基
総発電出力	最大 46,200kW
発電所出力	最大 43,000kW

2. 発電機

設置する風力発電機の概要は表 2.2-2、概略図は図 2.2-9、基礎構造図は図 2.2-10 のとおりである。なお、基礎構造は今後の地質調査等の結果を踏まえて決定する。

風力発電機はメーカーの工場内において塗料を塗布した状態で納入されるため、建設時の塗装は実施しない。塗料については、超速硬化型で耐久性に非常に優れたものを使用し、降雨や剥離による有害物質の流出を防止する。また、塗料中の VOC（揮発性有機化合物）については、塗装後一定期間養生することで供用時の飛散はない。

なお、塗装状態の確認は少なくとも年 1 回の定期点検時及び修理時（不定期）における目視点検により行う。再塗装を行う必要性が生じた際は使用する塗料を最小限とし、対象物以外に付着しないよう養生して作業するものとする。

表 2.2-2 風力発電機の概要

項 目	風力発電機の諸元
風力発電機の単機出力	最大 4,200kW
ブレード枚数	3 枚
ローター直径（ブレードの回転直径）	117m
ハブ高さ（ブレードの中心の高さ）	84～94m
最大高さ（ブレード回転域の最大高さ）	142.5～152.5m
地面からブレード下端までの最小高さ	25.5～35.5m
カットイン風速	3m/s
定格風速	15m/s
カットアウト風速	25m/s
耐用年数	20 年

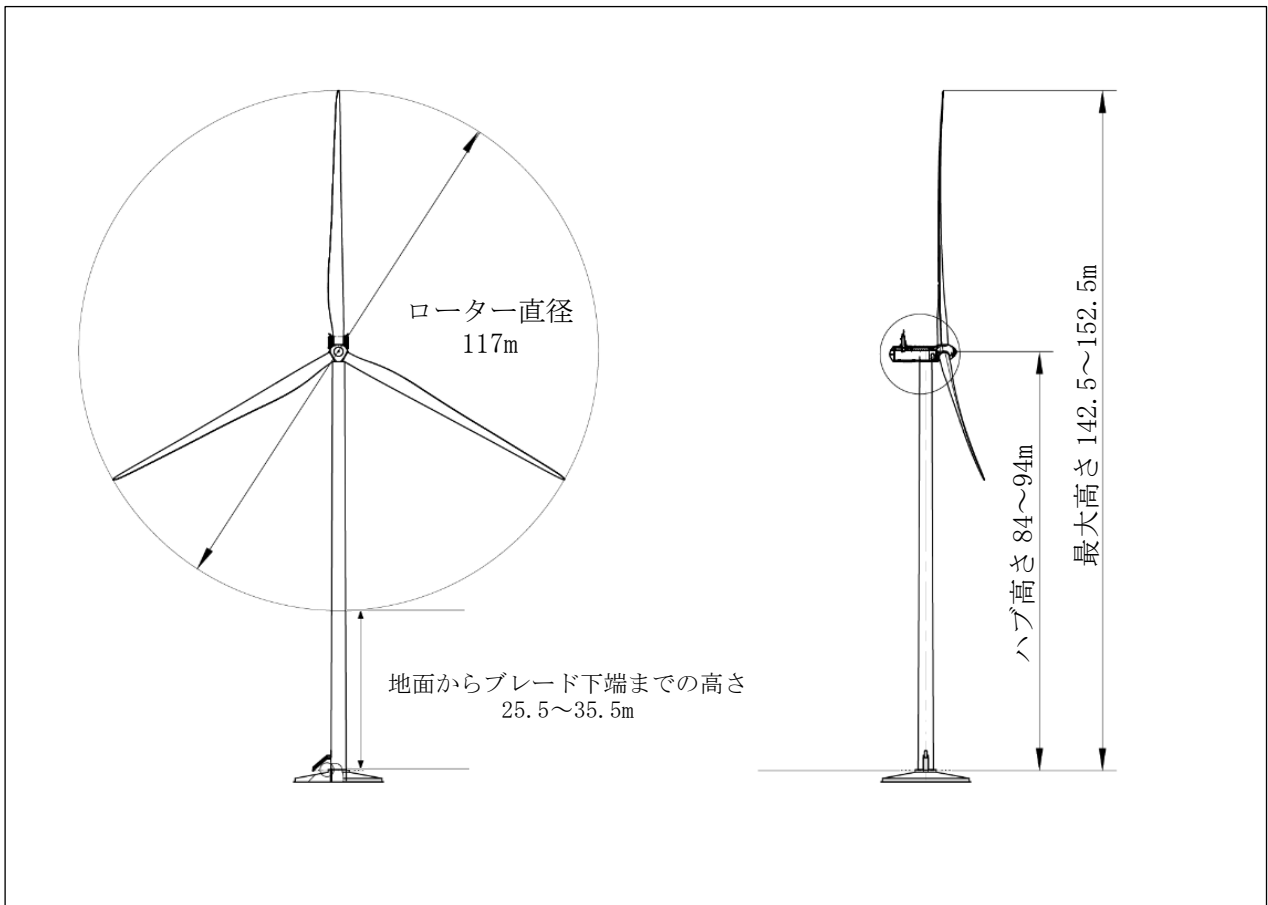


図 2.2-9 風力発電機の概略図

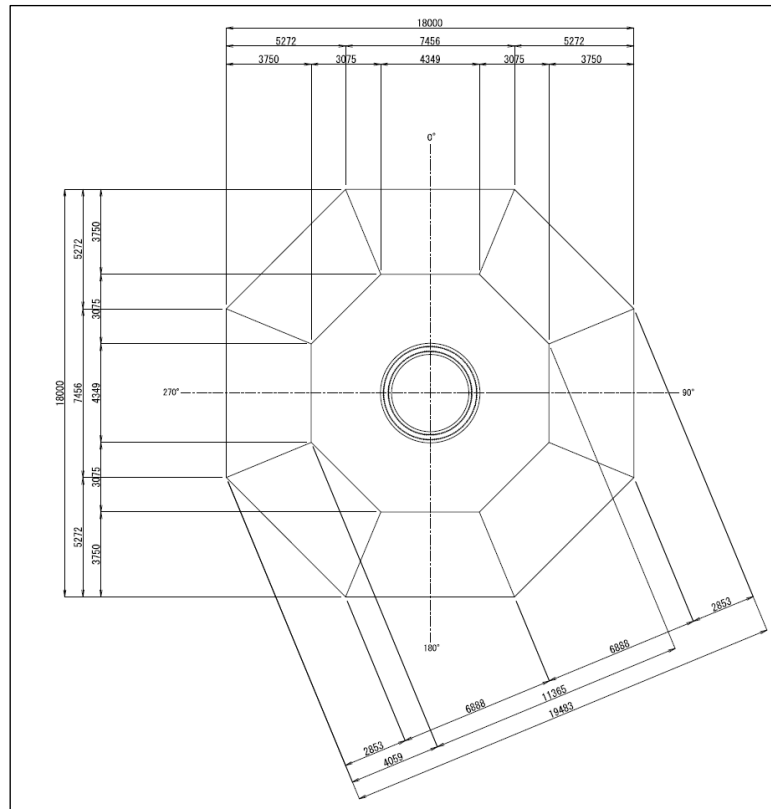


図 2.2-10(1) 風力発電機の基礎図（例：直接基礎の平面図）

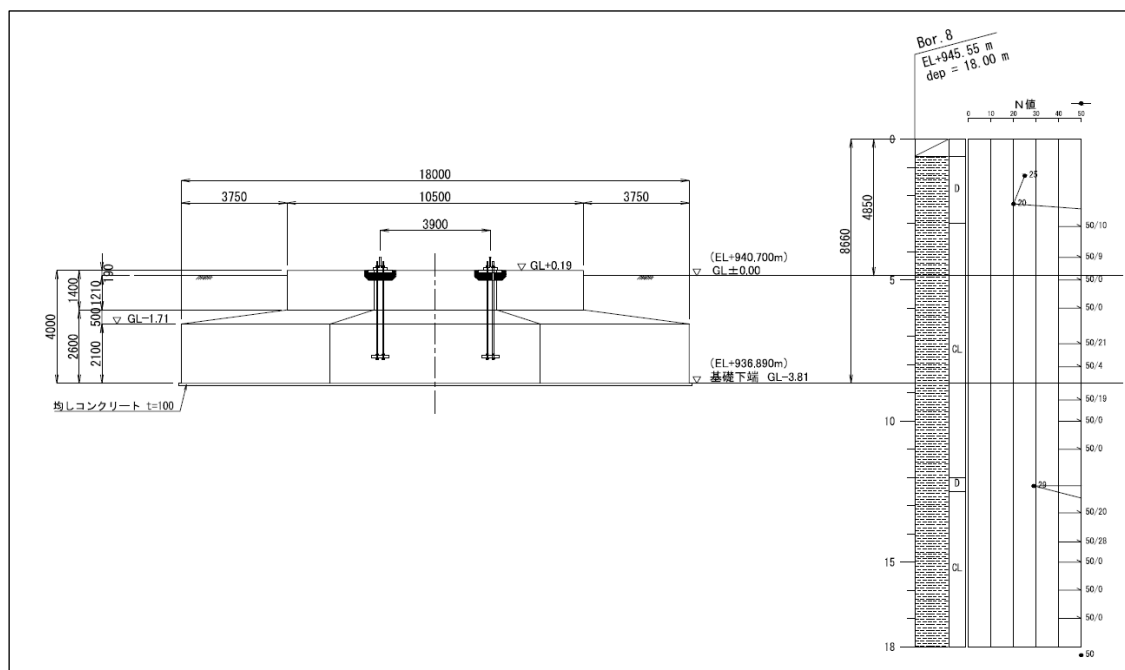


図 2.2-10(2) 風力発電機の基礎図（例：直接基礎の断面図）

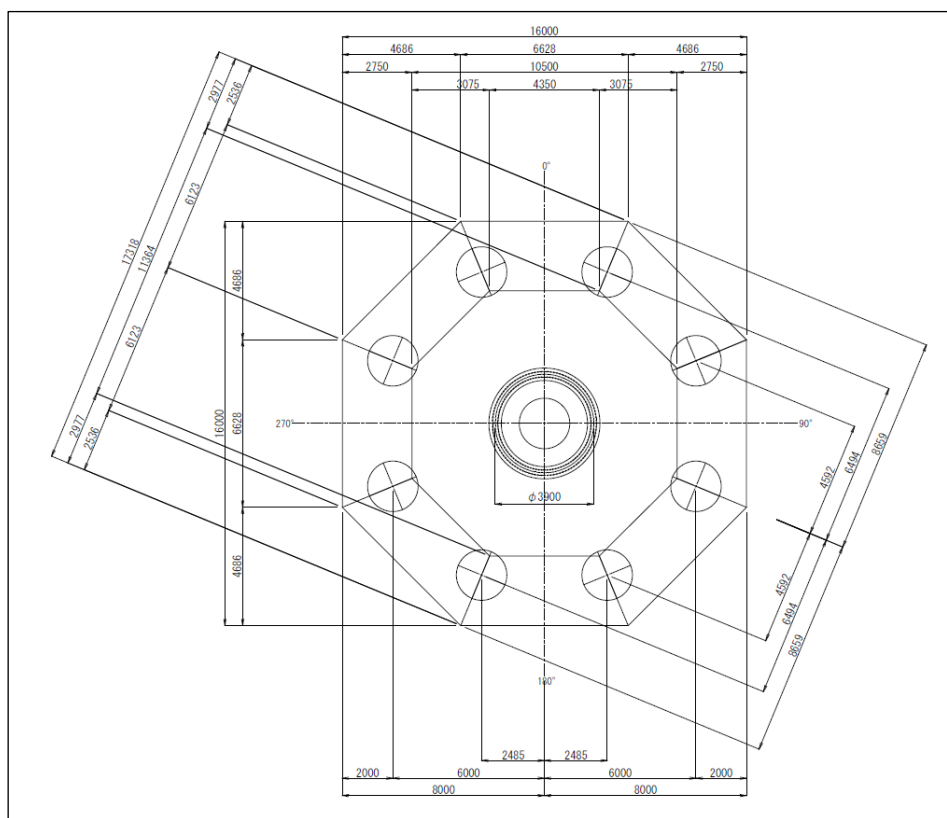


図 2.2-10(3) 風力発電機の基礎図（例：杭基礎の平面図）

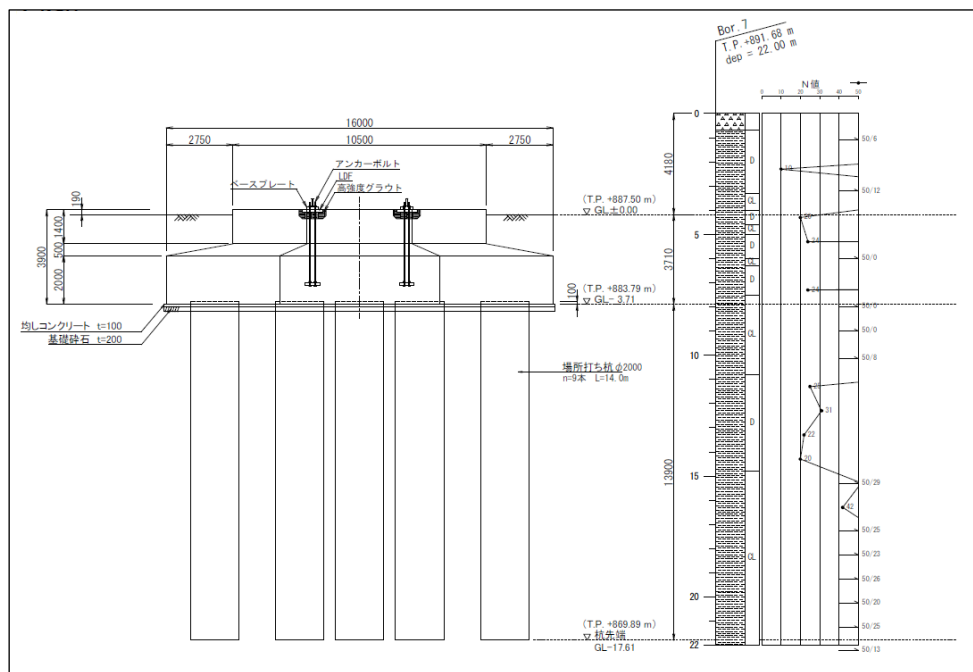


図 2.2-10(4) 風力発電機の基礎図（例：杭基礎の段面図）

3. 変電施設及び送電線

変電所設備の位置、送電線ルート及び送電線の架空及び敷設の方法については現在検討中である。なお、変電所設備は対象事業実施区域内の配置を検討している。

2.2.6 特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化する
こととなるもの

1. 工事計画の概要

(1) 工事内容

対象事業実施区域における主要な工事の内容を以下に示す。

- ・ 造成・基礎工事等：既存道路の拡幅及び道路の新設、風力発電機ヤード造成、基礎工事等
- ・ 据付工事：風力発電機据付工事（輸送含む。）
- ・ 電気工事：送電線工事、所内配電線工事、変電所工事

(2) 工事期間の概要

本事業の工事期間は以下を予定している。

建設工事期間：令和14年3月～令和16年10月（予定）

試験運転期間：令和16年8月～令和17年6月（予定）

営業運転開始：令和17年7月（予定）

(3) 工事工程の概要

主要な工事工程の概要は表2.2-3のとおりである。

表 2.2-3 主要な工事工程の概要

工事名など	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年
アクセス道路				
風車ヤード・基礎工事				
送電線				
開閉所・変電所				
風車輸送・組立				
試運転・調整				
運転開始				

※冬季休工とする

(4) 主要な工事の方法及び規模

本事業に係る対象事業実施区域の面積約196haのうち、風車ヤードや管理用道路ための改変区域（伐採範囲）は約13haとなる。

① 造成・基礎工事等及び据付工事

a. 造成・基礎工事等及び据付工事（図2.2-11参照）

対象事業実施区域の既存道路の拡幅、道路の新設及び風力発電機ヤード造成（樹木伐採・整地）、基礎地盤の掘削工事等を行う。

ヤード造成及び基礎工事等の後、クレーン車等を用いて風力発電機の据付工事を行う。

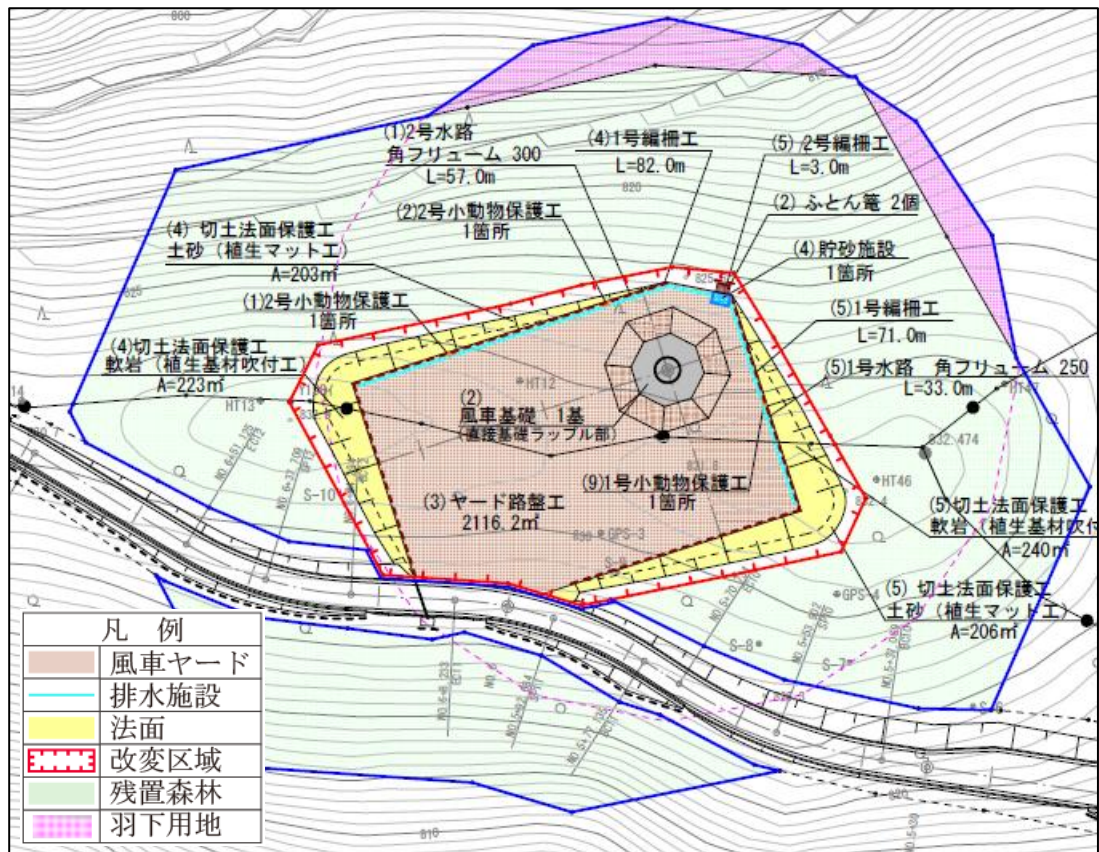


図 2.2-11 風力発電機設置のためのヤード（例）

b. 緑化に伴う修景計画

改変部分のうち、切盛法面は周囲の植生に合わせた在来種による緑化（種子吹付け等）を計画し、専門家と相談しながら法面保護並びに修景等を行う。

種子吹付けの種子は、土質状態により多年生の種子を混合配合することとする。種子の配合については用地管理者と協議の上で決定する。

② 電気工事

電気工事は、四国電力送配電株式会社へ系統連系するために各風力発電機から変電所までを接続する集電線工事と変電所から開閉所までを接続する送電線工事等からなる。なお、各風力発電機から変電所までの集電線は、基本的には既設道路及び新設道路にケーブルを埋設する計画である。また、変電所から開閉所までの送電線は、架空あるいは埋設による送電を行う方針である。

2. 交通に関する事項

(1) 工事用道路

大型部品（風力発電機等）の輸送ルートは図 2. 2-12 のとおり、宿毛湾港から荷揚げし、主要地方道 7 号、一般国道 56 号、広域農道南宇和線、一般県道 292 号及び林道広見篠山線などを経由して対象事業実施区域に至るルートを検討している。

工事用資材等の搬出入に係る車両（以下「工事関係車両」という。）の主要な走行ルートは図 2. 2-12 のとおり、宇和島市津島町から主要地方道 4 号及び林道広見篠山線を経由して対象事業実施区域に至る北側のルートと、愛南町から一般国道 56 号、一般県道 292 号及び林道広見篠山線を経由して対象事業実施区域に至る南側のルートを検討している。

既存道路におけるカーブ部分の一時的な拡幅等を最小限にとどめ、風力発電機の設置予定位置に至る既存道路の一時的な拡幅及び対象事業実施区域内の道路の新設を行う予定である。なお、上記の輸送・搬出入経路は現時点での想定であり、今後の関係機関等との協議により決定する。

対象事業実施区域の既存道路の拡幅及び道路の新設に当たっては、近隣住民に対し事前に十分な説明を行う。また、一時的な改変については現状復帰を実施する計画である。

(2) 工事用資材等の搬出入及び大型部品（風力発電機等）の輸送の方法及び規模

建設工事に伴い、土石を搬出するダンプトラックが走行する。また、風力発電機の基礎工事の際には基礎コンクリート打設のためのミキサー車及びポンプ車が走行する。なお、ミキサー車の走行台数は 1 日当たり最大 160 台程度を予定している。ポンプ車は、1～2 台が工事現場に常駐する予定である。

宿毛湾港から積み替え場の候補地点である平瀬地区までの大型部品（風力発電機等）の輸送（国道 56 号を通る）は夜間に行う計画である。風車 1 基当たり延べ 12 台程度のトレーラーで行い、1 日当たりの走行台数は 1～2 台程度を予定している。

翌日の日中に、積み替え場で特殊車両への積み替え作業を行い、その後、風車ヤードに運搬する。積み替え作業にあたっては、住宅等からの離隔に配慮した作業内容とする。

また、現時点における建設工事に使用する主な建設機械の種類は表 2. 2-4 のとおりである。

表 2. 2-4 建設機械の種類及び規格

建設機械の種類	規 格
バックホウ	0. 2～0. 8m ³
ブルドーザー	4～7t
キャリアダンプ	10t
ユニック車	4t
振動ローラー	3t
タイヤローラー	8t
コンクリートポンプ車	—
ミキサー車	10t
ラフタークレーン	50t
吹付け機	—
アスファルトフィニッシャー	—
マカダムローラー	10t
モーターグレーダー	—

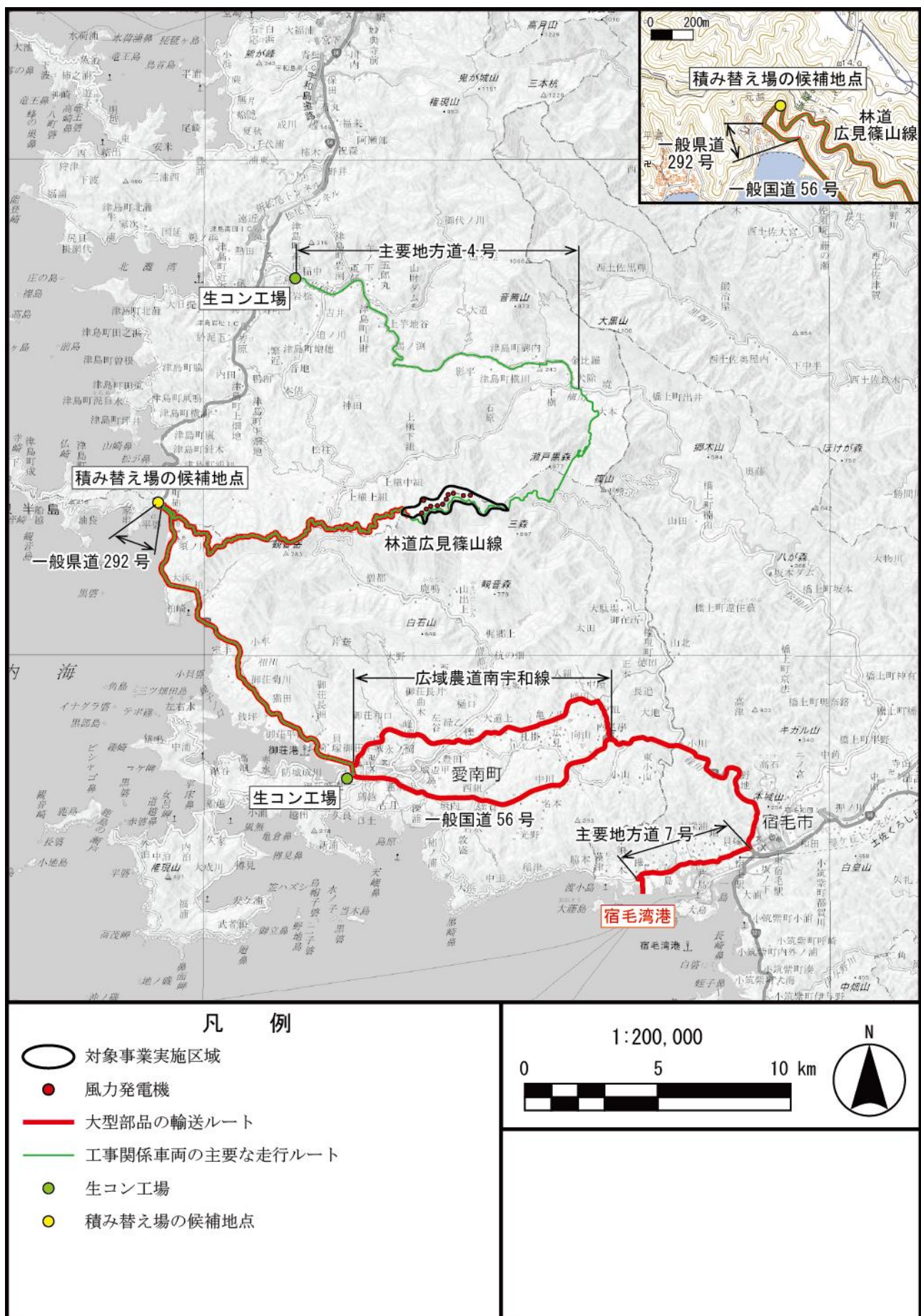


図 2.2-12 輸送ルート及び走行ルート

3. その他の事項

(1) 工事前仮設備の概要

工事期間中は、対象事業実施区域もしくはその近隣に仮設の工事事務所を設置する予定である。

(2) 工事中の用水の取水方法及び規模

工事中の用水は、給水車により、現地への必要容量の搬入を予定している。散水、車両洗浄等の工事用水としての使用を予定する。これらの用水の調達先は未定である。

(3) 工事中の排水に関する事項

① 雨水排水

降雨時の排水は、各風力発電機ヤード横に設置する沈砂池にて、土砂等を沈降させながら地下に自然浸透させる等、適切に処理を行うとともに、沈砂池の容量を超える場合には、上澄みを排水し、ふとん籠等を介して流速を抑えた上で拡散して自然放流し、土壌浸透させる計画である。

② 生活排水

対象事業実施区域もしくはその近隣に設置する仮設の工事事務所からの生活排水は、手洗水等が想定され、微量であるため、浸透枘等を設け自然浸透させる等適切に処理する。また、トイレは汲み取り式にて対応する計画である。

(4) 樹木伐採の場所及び規模

造成工事においては、既存道路を最大限活用することで、道路の拡幅等の改変区域を低減する計画である。また、今後の概略設計及び詳細設計において、改変区域を低減するよう配慮する。

(5) 土地利用に関する事項

今後の風況調査や環境調査を踏まえて、改変区域を検討する際には、関係機関と協議の上、既存道路を有効に活用し、土地改変及び樹木伐採の最小化を図る等、可能な限り改変面積を小さくするよう検討する。

(6) 工事に伴う産業廃棄物

対象事業実施区域における工事に伴う産業廃棄物の種類としては、木くず（伐採木を含む）、金属くず、紙くず、GFRP（ガラス繊維強化プラスチック）くず、コンクリート殻及びアスファルト殻等であるが、それぞれの発生量は現時点では未定である。

工事の実施に当たっては、風力発電機、変圧器等の大型部品は可能な限り工場組立とし、現地での工事量を減らすことにより産業廃棄物の発生量を低減し、発生した産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、可能な限り有効利用に努める。なお、有効利用が困難なものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき適正に処分する。

(7) 残土に関する事項

現時点における計画土量は表 2. 2-5 のとおりであり、発生する残土は場外搬出を想定している。

表 2. 2-5 切土及び盛土における計画土量

工事種類	計画土量 (m ³)
切土	180, 000
盛土	18, 000
残土	162, 000

(8) 材料採取の場所及び量

工事に使用する骨材は、市販品を利用することから、骨材採取等は行わない予定である。

(9) 対象事業実施区域周囲における他事業

「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月) によれば、対象事業実施区域及びその周囲における風力発電事業は表 2. 2-6 及び図 2. 2-13 のとおりである。稼働中の事業が 2 件存在する。

表 2. 2-6 対象事業実施区域周囲における他事業（既設/工事中/計画中）

事業名	事業者名（事業会社名）	発電所出力	備考
槇川正木ウィンドファーム	槇川正木ウィンドファーム合同会社	25, 000kW (3, 600kW× 8 基)	・工事中
南愛媛第二風力発電事業	株式会社ジェイウインド	40, 800kW (4, 300×2 基) (3, 400kW×10 基)	・工事中
南愛媛風力発電所	株式会社ジェイウインド	28, 500kW (2, 400kW× 9 基) (2, 300kW× 3 基)	・稼働中 運転開始：2015 年 3 月
僧都ウインドシステム	四国風力発電株式会社	16, 000kW (2, 000kW× 8 基)	・稼働中 運転開始：2019 年 9 月

「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)

「南愛媛第二風力発電所の建設工事を開始しました～J パワーグループ四国 2 地点目の建設～」(電源開発株式会社 HP、閲覧：令和 7 年 9 月)

「南愛媛風力発電所の運転開始について～四国最大の風力発電所が全面運開～」(電源開発株式会社 HP、閲覧：令和 7 年 9 月)

「主要グループ会社一覧 (2017 年 3 月末現在) (注) 3」(電源開発株式会社 HP、閲覧：令和 7 年 9 月)

「愛媛県南予における僧都ウインドシステム建設工事の竣工について」(四電エンジニアリング株式会社 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)

より作成

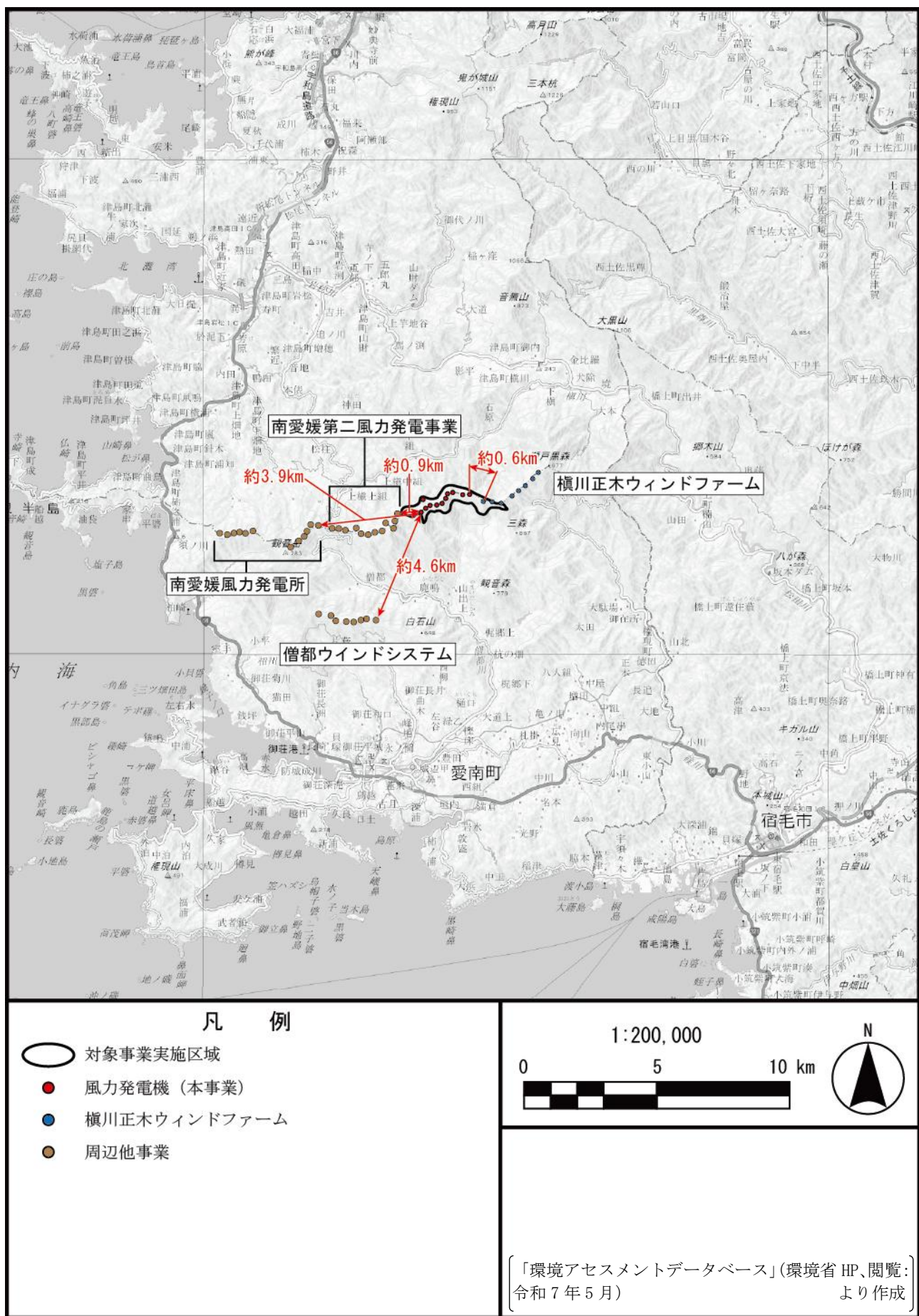


図2.2-13 対象事業実施区域周囲における他事業（既設/工事中/計画中）